

令和6年葉山町議会第3回定例会提出議案

議案	42	令和6年度葉山町一般会計補正予算（第4号）	別紙 「補正予算案の概略」 のとおり
	43	令和6年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
	44	令和6年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
	45	令和6年度葉山町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
	46	令和6年度葉山町下水道事業会計補正予算（第1号）	
	47	令和5年度葉山町一般会計歳入歳出決算の認定について	別紙 「決算の概要」 のとおり
	48	令和5年度葉山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	49	令和5年度葉山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
	50	令和5年度葉山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	51	令和5年度葉山町下水道事業会計決算の認定について	
	52	葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例 別紙「条例の概要」のとおり	
	53	葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり	
	54	葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり	
	55	葉山町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり	
	56	葉山町下水道条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり	
	57	財産の取得について 地方自治法第96条第1項に基づき、同項第8号に該当する財産（事務用椅子）を取得するもの	
	58	議案の経過	
報告	8	健全化判断比率の報告について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づく報告	
	9	資金不足比率の報告について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づく報告	
	10	令和5年度葉山町下水道事業会計継続費精算報告書 地方公営企業法施行令第18条の2第2項に基づく報告	
	11	議案の経過	

令和6年度9月補正予算の概要

(単位:千円)

会 計 名		補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
一 般 会 計		13,430,840	799,069	14,229,909
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,571,842	7,456	3,579,298
	後 期 高 齢 者 医 療	1,284,587	56,020	1,340,607
	介 護 保 険	3,255,301	115,123	3,370,424
	小 計	8,111,730	178,599	8,290,329
下 水 道 事 業 会 計		3,617,618	0	3,617,618
合 計		25,160,188	977,668	26,137,856

1 一般会計

(1)歳入

- 地方交付税 13,657 千円
普通交付税
- 国庫支出金 1,920 千円
低所得者保険料軽減負担金（過年度分） 325 千円
公立学校情報機器整備費補助金 1,595 千円
- 県支出金 180 千円
有害鳥獣捕獲奨励補助金
- 財産収入 3,034 千円
基金利子収入
- 繰越金 822,182 千円
前年度剰余金
- 町債 △41,904 千円
臨時財政対策債

(2)歳出

- 議会（議員）活動事業 299 千円
議会主催の町制施行 100 周年記念講演会関連経費
- 財政管理事業 60 千円
令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の超過交付分の返還

1	➤ ICT推進事業.....	1,041 千円
2	電柱建て替えに伴う光ケーブル回線の移設関連経費	
3	➤ 神奈川県町村情報システム共同事業.....	2,101 千円
4	住基ネット機器更改関連経費	
5	➤ 介護保険特別会計繰出金	650 千円
6	令和 5 年度低所得者保険料軽減負担金の精算に伴う繰出金の更正増	
7	➤ 鳥獣保護管理対策事業.....	4,859 千円
8	有害鳥獣捕獲数の増加に伴う関連経費の更正増	
9	➤ 地球温暖化対策事業.....	750 千円
10	申請の増加に伴う再生可能エネルギーシステム等設置補助金の更正増	
11	➤ ゼロ・ウェイスト推進事業.....	1,200 千円
12	申請の増加に伴う家庭用生ごみ処理機購入費補助金の更正増	
13	➤ (清掃費) 一般事務費	256 千円
14	紙おむつ等対応で先進的な取り組みを行う自治体へ行政視察するための経費	
15	➤ 教育情報ネットワーク管理事業	4,785 千円
16	令和 7 年度予定の GIGA スクール端末の整備に先立ち実施する町立小中学校	
17	の校内ネットワークの通信状況調査経費	
18	◆ <u>基金積立金の更正</u>	
19	前年度剰余金や預金利率上昇があったことによる各基金積立金の更正増	
20	➤ 基金積立金	772,827 千円
21	財政調整基金積立金の更正増	300,767 千円
22	公共公益施設整備基金積立金の更正増	472,060 千円
		財政調整基金 公共公益施設整備基金
前年度末残高		1,153,454 千円 2,280,120 千円 ①
補正前 今年度末残高見込		768,709 千円 2,010,718 千円 ②
今回補正額 1 (前年度剰余金)		300,000 千円 470,000 千円 ③
今回補正額 2 (基金利子収入)		767 千円 2,060 千円 ④
補正後 今年度末残高見込		1,069,476 千円 2,482,778 千円 ②+③+④
23	➤ 基金繰出金	126 千円
24	土地開発基金繰出金の更正増	
		土地開発基金
前年度末残高		168,179 千円 ①
補正前 今年度末残高見込		168,219 千円 ②
今回補正額 (基金利子収入)		126 千円 ③
補正後 今年度末残高見込		168,345 千円 ②+③
25	➤ ふるさと葉山みどり基金積立金	66 千円

1 ふるさと葉山みどり基金積立金の更正増

ふるさと葉山みどり基金

前年度末残高	87,388 千円 ①
補正前 今年度末残高見込	86,076 千円 ②
今回補正額 (基金利子収入)	66 千円 ③
補正後 今年度末残高見込	86,142 千円 ②+③

2 ➤ 葉山町教育基金積立金 15 千円

3 葉山町教育基金積立金の更正増

葉山町教育基金積立金

前年度末残高	20,006 千円 ①
補正前 今年度末残高見込	20,011 千円 ②
今回補正額 (基金利子収入)	15 千円 ③
補正後 今年度末残高見込	20,026 千円 ②+③

4 ➤ 予備費 (歳入歳出額の調整) 10,034 千円

5 (3)繰越明許費

6 ➤ 戸籍業務電算事業 限度額 10,054 千円

7 戸籍・附票システムの標準化・共通化に必要なシステム改修が年度内に
8 完了しないため

9

10 2 国民健康保険特別会計

11 (1)歳入

12 ➤ 財産収入 34 千円

13 利子収入

14 ➤ 繰越金 7,422 千円

15 前年度剰余金

16 (2)歳出

17 ➤ 国民健康保険事業運営基金積立金事業 7,034 千円

18 国民健康保険事業運営基金積立金の更正増

国民健康保険事業運営基金

前年度末残高	39,302 千円 ①
補正前 今年度末残高見込	39,307 千円 ②
今回補正額 1 (前年度剰余金)	7,000 千円 ③
今回補正額 2 (基金利子収入)	34 千円 ④
補正後 今年度末残高見込	46,341 千円 ②+③+④

➤ 予備費（歳入歳出額の調整） 422 千円

3 後期高齢者医療特別会計

(1) 歳入

➤ 繰越金 56,020 千円

前年度剰余金

(2) 歳出

➤ 予備費（歳入歳出額の調整） 56,020 千円

4 介護保険特別会計

(1) 歳入

➤ 支払基金交付金 1,050 千円

介護給付費交付金（過年度分）

➤ 財産収入 276 千円

利子収入

➤ 繰入金 650 千円

低所得者保険料軽減繰入金

➤ 繰越金 113,147 千円

前年度剰余金

(2) 歳出

➤ 介護保険給付費支払基金積立金 80,276 千円

介護保険給付費支払基金積立金の更正増

介護保険給付費支払基金

前年度末残高	258,626 千円 ①
--------	--------------

補正前 今年度末残高見込	192,675 千円 ②
--------------	--------------

今回補正額 1（前年度剰余金）	80,000 千円 ③
-----------------	-------------

今回補正額 2（基金利子収入）	276 千円 ④
-----------------	----------

補正後 今年度末残高見込	272,951 千円 ②+③+④
--------------	------------------

➤ 諸支出金 24,035 千円

国・県支出金等返還金

➤ 予備費（歳入歳出額の調整） 10,812 千円

5 下水道事業会計

(1) 継続費の変更

(単位：千円)

事業名	補正前			補正後		
	総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
中継ポンプ場非常 用発電機電気設備 更新工事	361,000	令和 6 年度	44,000	542,000	令和 6 年度	44,000
		令和 7 年度	317,000		令和 7 年度	317,000
					令和 8 年度	181,000
浄化センター非常 用発電機電気設備 更新工事	344,000	令和 6 年度	38,000	482,000	令和 6 年度	38,000
		令和 7 年度	306,000		令和 7 年度	306,000
					令和 8 年度	138,000

(変更理由)

- ・ 資材価格及び労務費の上昇、資材納期遅延による関連経費の増加
- ・ 納期遅延に伴い、当初見込みより仮設設備の設置期間が長くなることによる
関連経費の増加

一般会計補正予算の内訳

○歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	5,782,694	43.1		5,782,694	40.6
地 方 譲 与 税	62,001	0.5		62,001	0.4
利 子 割 交 付 金	3,000	0.0		3,000	0.0
配 当 割 交 付 金	44,000	0.3		44,000	0.3
株式等譲渡所得割交付金	40,000	0.3		40,000	0.3
法 人 事 業 税 交 付 金	38,000	0.3		38,000	0.3
地 方 消 費 税 交 付 金	720,000	5.4		720,000	5.1
ゴルフ場利用税交付金	20,000	0.1		20,000	0.1
自動車取得税交付金	1	0.0		1	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	14,000	0.1		14,000	0.1
地 方 特 例 交 付 金	277,000	2.1		277,000	1.9
地 方 交 付 税	1,245,000	9.3	13,657	1,258,657	8.8
交通安全対策特別交付金	4,000	0.0		4,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	51,872	0.4		51,872	0.4
使 用 料 及 び 手 数 料	179,154	1.3		179,154	1.3
国 庫 支 出 金	1,920,929	14.3	1,920	1,922,849	13.5
県 支 出 金	908,230	6.8	180	908,410	6.4
財 産 収 入	7,244	0.1	3,034	10,278	0.1
寄 附 金	90,000	0.7		90,000	0.6
繰 入 金	670,560	5.0		670,560	4.7
繰 越 金	200,000	1.5	822,182	1,022,182	7.2
諸 収 入	310,455	2.3		310,455	2.2
町 債	842,700	6.3	△ 41,904	800,796	5.6
合 計	13,430,840	100.0	799,069	14,229,909	100.0

○歳出(目的別)

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	177,707	1.3	299	178,006	1.3
総 務 費	1,642,308	12.2	776,155	2,418,463	17.0
民 生 費	5,017,087	37.4	650	5,017,737	35.3
衛 生 費	2,485,272	18.5	7,131	2,492,403	17.5
農 林 水 産 業 費	44,711	0.3		44,711	0.3
商 工 費	127,962	1.0		127,962	0.9
土 木 費	1,407,271	10.5		1,407,271	9.9
消 防 費	680,834	5.1		680,834	4.8
教 育 費	1,282,967	9.6	4,800	1,287,767	9.0
災 害 復 旧 費	1,000	0.0		1,000	0.0
公 債 費	524,126	3.9		524,126	3.7
予 備 費	39,595	0.3	10,034	49,629	0.3
合 計	13,430,840	100.0	799,069	14,229,909	100.0

*各表の構成比は、表示単位未満の端数整理により、合計が100%とならない場合があります。

条例の概要

題 名

葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例

1 趣 旨

葉山町においてデマンド型乗合タクシーの実証運行を実施し、地域における移動手段を検証するため、必要な事項を定めることとした。

2 内 容

- (1) デマンド型乗合タクシーは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けた自家用有償旅客運送で行うこととした。
- (2) 運行区域、使用料、制限事項等について定めることとした。
- (3) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めることとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町地域公共交通実証運行事業の概要

1

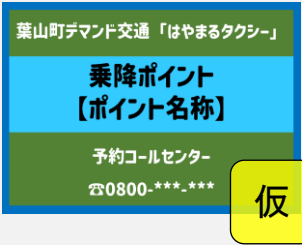
項目	内容
名称	はやまるタクシー
実証運行期間	令和6年10月21日（月）～令和7年1月31日（金）
運行日時	平日の9:30～14:30（土日祝日、年末年始は運休）
車両	葉山町が所有する10人乗りワゴン車
予約方法	スマートフォンアプリまたは電話（コールセンター）
関係法令	道路運送法施行規則第49条第1号（交通空白地有償運送）
備考	完全予約制／交通不便地域外⇒地域外の利用は不可

▶ 使用する車両



車種 トヨタ ハイエースワゴン
全長 4,840mm
全高 2,105mm
全幅 1,880mm

▶ 乗降ポイント表示



葉山町デマンド交通「はやまるタクシー」
乗降ポイント
【ポイント名称】
予約コールセンター
☎0800-***-***
仮

▶ アプリアイコン



はやまる
タクシー
By シティMobi

運賃、決済方法

2

・運賃（案）

区分	交通不便地域内⇒地域内	交通不便地域内⇒地域外 交通不便地域外⇒地域内
大人 （中学生以上）	200円	300円
小学生	100円	100円

※小学生未満の運賃は無料
※交通不便地域外⇒地域外の利用は不可。

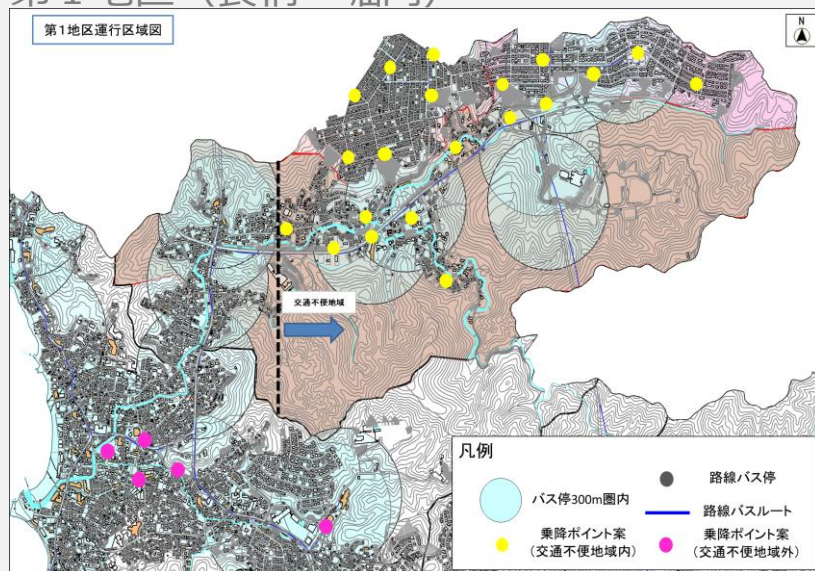
・決済方法

現金のみ・先払い

運行区域①

3

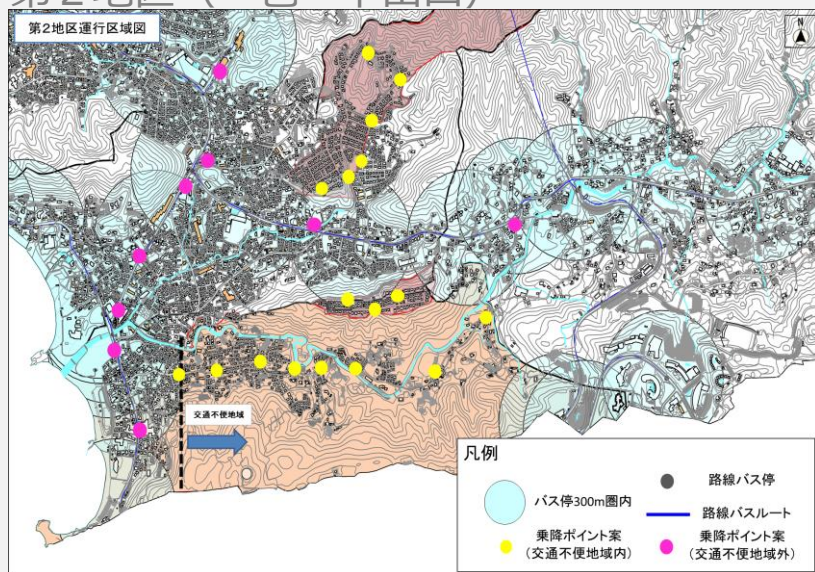
・10月21日（月）～12月6日（金）（34日間）
第1地区（長柄・堀内）



運行区域②

4

・12月9日（月）～1月31日（金）（34日間）
第2地区（一色・下山口）



条例の概要

題 名

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

1 趣 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定に基づき、個人番号利用事務である医療費助成事務において利用することができる特定個人情報を追加するため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

（１）次の医療費助成事務において情報連携が可能となる特定個人情報に、「医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの」を加えることとした。

ア 心身障害者医療費助成に関する事務

イ 子どもの医療費の助成に関する事務

ウ ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務

（２）引用している項番号の項ずれを改めることとした。

3 施行期日

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行することとした。ただし、項番号の項ずれに関する改正規定については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号の政令で定める日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- （1）令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則規定を削除することとした。
- （2）本人の判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明しない者が、国民健康保険料を納付できない場合、最長1年の期間に限って徴収猶予ができるよう規定を定めることとした。

3 施行期日等

- （1）この条例は、令和6年12月2日から施行することとした。
- （2）この条例による改正後の第20条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとした。
- （3）この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

条例の概要

題 名

葉山町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正されることに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、引用している条番号の条ずれが生じるため、第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めることとした。

3 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号の政令で定める日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町下水道条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）の改正により、条例中で引用している公共下水道からの放流水に関する神奈川県排水基準が改正されることに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

条例第 8 条第 2 項第 4 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めることとした。

3 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

同性パートナーの住民票続柄欄の表記について

同性パートナーの住民票続柄欄の表記について、9月2日より次のとおり取り扱うこととお知らせいたします。

- 1 開始日 令和6年9月2日（月）
- 2 内 容 パートナーシップ宣誓制度により宣誓した同性パートナーの住民票の続柄について、本人たちの希望に基づき「世帯主」と「夫／妻（未届）」と記載します。

具体的には、世帯主からみたパートナーの方は、これまでの「同居人」又は「縁故者」という記載に変え、男性カップル同士であれば、「夫（未届）」と記載が可能になります。女性カップル同士であれば、「妻（未届）」と記載が可能になります。

- 3 告 知 9月2日（月）より、葉山町ホームページにて制度開始の告知をします。また、パートナーシップ宣誓制度を利用している本人宛てに順次通知をします。

問い合わせ先
町民健康課 黒田
内線 210